

年金 Q&A 年金相談室



Q 年金を受給している者が亡くなった場合、その遺族に年金は出るのでしょうか？
どのような人が遺族に該当しますか？

A 老齢給付の受給者の方^{*}が亡くなられたとき、「遺族」に該当する方には遺族厚生(共済)年金が支給されます。「遺族」に該当する方がいらっしゃらない場合には、年金の受給権は消滅します。

「遺族」に該当する方の要件は次のとおりです。

※一部の障害給付の受給者の方も含みます。

「遺族」に該当する方の要件

1 「遺族」の範囲と順位

- ① 配偶者(夫の場合は55歳以上の方に限ります。)と子
- ② 父母(55歳以上の方に限ります。)
- ③ 孫
- ④ 祖父母(55歳以上の方に限ります。)



子または孫の場合は、次のいずれかに該当する方に限ります。

- ① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間であってまだ配偶者がいない方
- ② 組合員または組合員であった方の亡くなられた当時から引き続き障害等級が1級もしくは2級の障害状態にある20歳未満の方で、まだ配偶者がいない方

2 組合員または組合員であった方が亡くなられた当時、次の①および②の要件を満たしている方

- ① 組合員または組合員であった方の亡くなられた当時、その方と生計を共にしていた方
- ② 恒常的な収入金額が将来にわたって年額850万円以上の収入または年額655万5千円以上の所得にならないと認められる方

年金受給者がお亡くなりになられた場合は、亡くなられた旨、速やかに当共済組合へ電話にてご連絡いただくか、9ページの「年金受給者異動連絡票」に記入し、当共済組合本部あてに郵送してください。手続き書類等を送付します。

なお、平成27年10月の被用者年金制度一元化により、当共済組合または日本年金機構等のいずれか一カ所でお手続きをしていただくことにより、日本年金機構等の全ての遺族厚生(共済)年金を請求することができるようになりました。